

## アイス自動販売機設置に係る仕様書

### (売上手数料率入札方式)

#### 1 入札物件

##### (1) アイス自動販売機の設置と商品の販売

対象となる自動販売機は、次のとおり。

日峯大神子広域公園 12号機、13号機、14号機

##### (2) 設置場所、台数、設置面積、設置料及び販売品目

#### 12号機

物件番号 (図示)	設 置 場 所			台数
12号機	徳島市大原町荒神谷1-71 こども広場管理事務所前			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体寸法 概ね幅 1.2メートル ×奥行 0.8メートル 回収ボックス 0.5メートル×0.6メートル	年額(1㎡当り) 13,205円	包装されたアイスクリーム 類(アイスクリーム、冷菓 に限る。)	

#### 13号機

物件番号 (図示)	設 置 場 所			台数
13号機	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(管理棟横)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体寸法 概ね幅 1.2メートル ×奥行 0.8メートル 回収ボックス 0.5メートル×0.6メートル	年額(1㎡当り) 13,205円	包装されたアイスクリーム 類(アイスクリーム、冷菓 に限る。)	

#### 14号機

物件番号 (図示)	設 置 場 所			台数
14号機	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(第3駐車場)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体寸法 概ね幅 1.2メートル ×奥行 0.8メートル 回収ボックス 0.5メートル×0.6メートル	年額(1㎡当り) 13,205円	包装されたアイスクリーム 類(アイスクリーム、冷菓 に限る。)	

※1 「設置料」については、設置する自動販売機及び回収ボックスの面積に基づいて算出します。

※2 「設置料」には、消費税及び地方消費税を含まない。

また、「年額」とは、4月1日から3月31日までの1年間の設置料をいう。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札前に設置場所の確認をしておくこと。

## 2 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新はできない）。

## 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

### (1) 大きさ、デザイン及び電力

① それぞれの自動販売機の大きさは、「設置面積」以内とする。

② デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること

○ 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること

○ 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること

○ 硬貨返却レバーは小さな力で簡易に操作できるものであること

○ 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること

○ 硬貨挿入口は、片手で操作できる構造であること

○ 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること

○ 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

③ 電力は1,500ワット以下、電流は15アンペア以下に限る。

### (2) 環境対策

① 消費電力の低減に資するための最新技術等を導入した機種とする。

② ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、HFO又は代替フロン（ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用している機種とする。

### (3) 安全対策等

① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守し、設置機械の転倒防止措置を講じるものとする。

② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすとともに、関係機関への届出、検査が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うものとする。

### (4) 使用済み容器の回収

① 自動販売機に併設して、販売する商品の飲料等の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。

② 回収ボックスの規格

・プラスチック製又は金属製とする。

・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積のものとする。

③ 使用済み容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。

③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 4 販売商品の種類等

### (1) 日峯大神子広域公園 12号機、13号機、14号機

① 販売品目は、包装されたアイスクリーム類（アイスクリーム、冷菓）に限る。

- ② 標準販売価格以下とする。
- ③ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

## 5 設置料

- (1) 「**設置料**」は、自動販売機等の設置面積に設置料（年額「1㎡当り13,205円」）を乗じた金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。
- (2) 「**設置料**」は、(公財)徳島県建設技術センターが発行する請求書により、年度毎に(公財)徳島県建設技術センターの指定する期日までに全額納入すること。

## 6 売上手数料

- (1) 「**売上手数料**」は、売上金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績の108分の100に相当する額）に、「**売上手数料率**」（落札に係るもの）を乗じた額の100分の108に相当する金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。ただし、消費税法及び地方税法の改正により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合の消費税等の額は、変動後の税率によって得られた額とする。
- (2) 「**売上手数料**」は、(公財)徳島県建設技術センターが発行する請求書により、四半期毎に(公財)徳島県建設技術センターの指定する期日までに全額納入すること。

## 7 費用負担

- (1) 設置及び撤去等  
自動販売機、回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、(公財)徳島県建設技術センターの指示に従うものとする。
- (2) 電気料
  - ① (公財)徳島県建設技術センターが設置したメーターにより計測した電気使用量により、(公財)徳島県建設技術センターが計算した額を設置事業者が負担する。
  - ② (公財)徳島県建設技術センターが発行する請求書により、四半期毎又は撤去時に指定した期日までに全額納入すること。

## 8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して(公財)徳島県建設技術センターの確認を受けなければならない。

## 9 自動販売機設置に伴う事故

(公財)徳島県建設技術センターの責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 10 商品等の盗難及び破損

- (1) (公財)徳島県建設技術センターの責に帰することが明らかな場合を除き、(公財)徳島県建設技術センターはその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 11 参考データ

- (1) 「日峯大神子広域公園」における、3号機、4号機、5号機、10号機、11号機の販売本数（令和4年度～令和6年度）は「参考資料」のとおり。